

物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱

平成 21 年 4 月 1 日 制 定

(題名改称)

平成 24 年 10 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

令和 7 年 6 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東広島市契約規則（平成 20 年東広島市規則第 14 号）第 5 条第 1 項及び第 20 条の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約の相手方となるため市長の資格の認定を受けた者（ただし、物品調達等（東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成 21 年東広島市訓令第 1 号。以下「選定規程」という。）第 2 条第 1 号に規定する物品調達等をいう。以下同じ。）及び委託役務（選定規程第 2 条第 4 号に規定する委託役務をいう。以下同じ。）に係る認定を受けた者に限る。以下「有資格業者」という。）の指名除外に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名除外)

第 2 条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名除外を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名除外を行おうとする者（別表第 2 2 項に該当する者を除く。）を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する有資格業者についても、指名除外を行うものとする。

3 市長が指名除外を行ったときは、物品調達等及び委託役務のための指名を行うに際し、当該指名除外に係る有資格業者を選定してはならない。当該指名除外に係る有資格業者を現に選定又は指名通知しているときは、当該選定又は指名通知を取り消すものとする。

(一般競争入札への参加制限)

第 3 条 市長は、物品調達等及び委託役務の一般競争入札を行うときは、当該入札の公告日から入札日までの間のいずれの日においても指名除外を受けていないことを当該入札に参加するための要件としなければならない。

2 入札前において、現に当該入札に参加する資格があると確認している資格者を市長が指名除外したときは、当該資格者に係る当該入札に参加する資格の確認を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名除外)

第 4 条 市長は、前条の規定により指名除外する場合において、その指名除外について責めを負うべき有資格業者である下請負人（再受託者を含む。以下同じ。）があることが明らかになったときは、元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人も併せて指名除外するものとする。

(指名除外の承継)

第5条 指名除外中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名除外措置も承継するものとする。

(指名の保留)

第6条 市長は、有資格業者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認められるとき及び、選定規程第3条第1項の申請書等の提出に係る手引きにより入札に参加することができないものとした要件に該当すると認められるときは、必要と認める間、当該有資格業者の指名を保留することができる。

(指名除外に該当する有資格業者の発生等の報告)

第7条 物品調達等及び委託役務を主管する課長等（東広島市予算規則（平成20年東広島市規則第13号）第2条第3号の課長等をいう。以下同じ。）は、その所管する物品調達等及び委託役務の履行に関し、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めたときは、指名除外に該当する有資格業者発生報告書（別記様式第1号）により、第9条第6項又は第7項に該当すると認めたときは、指名除外期間変更（解除）事由報告書（別記様式第2号）により、所属する部の長を経て総務部長へ報告するものとする。

(処理の決定)

第8条 市長は、前条の報告その他の方法により、指名除外に該当する有資格業者の発生、指名除外期間の変更事由又は指名除外の解除事由を知った場合において、指名除外、指名保留、それらの期間の変更又は解除（以下「指名除外等」という。）をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を総合的に判断し決定するものとする。

- (1) 指名除外又は指名保留しようとする場合は、その可否及び指名除外期間。
- (2) 指名除外又は指名保留期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更期間。
- (3) 指名除外又は指名保留を解除しようとする場合は、その可否。

2 選定規程第9条第1項の規定により東広島市物品調達等及び委託役務業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置いた場合は、前項各号の事項について審査会から意見を聴くことができるものとする。

(指名除外等の期間の特例等)

第9条 有資格業者が1事案により別表の措置要件について2以上の項目に該当するときは、それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち、最も長いものをもって指名除外の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名除外の期間の短期は、別表に定める期間の短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名除外の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

- (1) 指名除外の期間中又は期間満了後1年を経過するまでの間に、別表の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2項、第3項、第11項又は第16項の措置要件に係る指名除外の期間の満了後5年を経過するまでの間、それぞれ同表第2項、第3項、第11項又は第16項の措

置要件に該当することとなったとき。

- 3 指名除外の期間中に、別表の措置要件に該当することとなったときは、当初の指名除外期間の残余日数の2分の1の日数に、当該指名除外期間の日数を加算した期間を指名除外の期間とする。
- 4 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表並びに第1項及び第2項の規定による指名除外の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、指名除外の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に定める期間の長期を超える指名除外の期間を定める必要があると認めるときは、指名除外の期間を当該期間の長期の2倍（ただし、最大36か月とする。）まで延長することができる。
- 6 市長は、指名除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前各項の規定による期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。
- 7 市長は、指名除外の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。
- 8 第6条の規定により指名を保留した有資格業者について、指名除外を行ったときは、指名を保留した期間を指名除外の期間に算入するものとする。

（指名除外等の決定通知）

- 第10条 市長は、指名除外等をしたときは、指名除外においては物品調達等及び委託役務指名除外通知書（別記様式第3号）により、指名除外の期間の変更においては物品調達等及び委託役務指名除外変更通知書（別記様式第4号）により、指名除外の解除においては物品調達等及び委託役務指名解除通知書（別記様式第5号）により、指名保留及びその期間の変更並びに解除については電話その他適切な方法により、指名除外等の対象となる有資格業者に通知するものとする。
- 2 市長が前項の通知をした内容は、物品調達等及び委託役務関係課長等に周知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の通知する場合において、当該指名除外等の事由について本市が締結した物品調達等及び委託役務契約等に関するものであるときには、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

- 第11条 指名除外期間中の有資格業者については、随意契約の相手方として選定してはならない。
- 2 指名除外期間中の有資格業者が、本市が締結した物品調達等及び委託役務契約等の全部若しくは一部を委託し、若しくは受託することを承認してはならない。
 - 3 前2項の規定は、次の要件のいずれかに該当し、かつ、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を得たときは、適用しない。
 - (1) 物品調達等及び委託役務に特許を要する場合で、その特許権を有する業者を選定しよ

うとするとき。

(2) 物品調達等及び委託役務に特別の技術を要する場合で、他に相応する有資格業者がないとき。

(3) 物品調達等及び委託役務が現在履行中のものに関連しているとき。

(指名除外の措置の公表)

第12条 指名除外を行ったときは、当該指名除外に係る有資格業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者職氏名、指名除外期間、措置理由（措置の原因となった事象を含む。）等を公表する。指名除外の期間中に指名除外の期間の変更又は指名除外の解除を行ったときも同様とする。

2 前項の規定による公表は、公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

3 前項の規定による公衆の閲覧は、指名除外措置の公表調書（別記様式第6号）により、総務部契約課において行うとともに、インターネットを利用して行うものとする。

4 前2項の規定による閲覧に供する期間は、閲覧場所において行う閲覧については、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く日とし、インターネットを利用するものについては、指名除外措置の終期の属する年度の3月31日までの間、終日とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

2 前項の規定について、審査会を置いた場合は、その都度審査会の意見を聴いて定めることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の前決定された指名除外については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの要綱の施行前に禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑を宣告された者の改正後の物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱別表第20項の規

定の適用については、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑を宣告された者とみなす。

別表（第2条関係）

措置要件	期間
（故意による粗雑な物品調達等及び委託役務の履行） 1 市発注の物品調達等及び委託役務（以下「市発注物品・委託役務」という。）の履行に当たり、故意に粗雑な物品を納入し、又は業務その他の役務の給付を粗雑にし、仕様書に定められた品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。	当該認定した日から 2か月以上12か月以内
（入札妨害又は談合） 2 次の各号のいずれかに該当するとき。 （1）有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （2）前号の場合にあつて市発注物品・委託役務に関するとき。 3 次の各号のいずれかに該当するとき。 （1）有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （2）前号の場合にあつて、市発注物品・委託役務に関するとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 6か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内
（契約妨害） 4 市発注物品・委託役務の契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。	当該認定した日から 12か月以内
（監督・検査妨害） 5 市発注物品・委託役務の監督又は検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。	当該認定した日から 6か月以上12か月以内
（契約不履行） 6 市発注物品・委託役務の契約において、正当な理由がなくて契約を履行しなかったと認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以内
（虚偽記載） 7 市発注物品・委託役務に係る競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料等に虚偽の記載をしたと認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内

(過失による粗雑な業務履行) 8 市発注物品・委託役務の履行に当たり、過失により粗雑な物品を納入し、又は業務その他の役務の給付を粗雑にし、又は仕様書に定められた品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。	当該認定した日から 1 か月以上 6 か月以内
(契約違反) 9 他の措置要件に該当する場合のほか、市発注物品・委託役務の履行に当たり、契約に違反し、物品・委託役務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定した日から 1 か月以上 4 か月以内
(公衆損害及び物品・委託役務関係者事故) 10 物品・委託役務の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注物品・委託役務の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 (2) 市発注物品・委託役務以外の物品・委託役務の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (3) 市発注物品・委託役務の履行に当たり、物品・委託役務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (4) 市発注物品・委託役務以外の物品・委託役務の履行に当たり、物品・委託役務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定した日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定した日から 1 か月以上 3 か月以内 当該認定した日から 2 週間以上 4 か月以内 当該認定した日から 2 週間以上 2 か月以内
(贈賄) 11 次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 次のア、イ又はウの者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常	ア、イ又はウの者の逮捕又は公訴の提起を知った日からそれぞれの者に応じ、次に定める期間 8 か月以上 3 6 か月以内 6 か月以上 2 7 か月以内

時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。) (2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、広島県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、広島県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	4 か月以上 1 8 か月以内 ア、イ又はウの者の逮捕又は公訴の提起を知った日からそれぞれの者に応じ、次に定める期間 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 ア、イ又はウの者の逮捕又は公訴の提起を知った日からそれぞれの者に応じ次に定める期間 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 2 か月以内
(入札不参加) 1 2 市発注物品・委託役務の指名業者として指名されたにもかかわらず、入札辞退の意思表示なくして入札に参加しなかったことが2度以上あるときで、直前に行った入札不参加において指名除外措置を受けていないとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(応札要件の錯誤) 1 3 次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注物品・委託役務の競争入札の落札候補者となった場合において、入札案件ごとの公告において定められた入札の参加の要件を錯誤により満たしていないと認められるとき。 (2) 市発注物品・委託役務の随意契約の契約候補者となった場合において、案件ごとに定められた見積り合わせに関する参加資格の要件を錯誤により満たしていないと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内
(契約締結拒否) 1 4 市発注物品・委託役務の競争入札において、落札しても契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3 か月以上 9 か月以内
(暴力的不法行為等) 1 5 次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 役員等(個人又は法人その他の団体の役員若しくはそ	当該認定をした日から

の支店若しくは営業所（常時契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき、又は暴力団員等が個人の生計の維持又は法人その他の団体の経営に実質的に関与していると認められるとき。 (2) 役員等が、自社若しくは自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。 (3) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等に資金その他の財産上の利益を提供し、又はこれらのものに便宜を供与することにより、積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 (4) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (5) 役員等が、暴力団等、暴力団員等又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する法人、組合その他の団体であることを知りながら、これらのものの威力を利用してしていると認められるとき。 (6) 業務に関し代表役員等、一般役員等又は使用人が暴力行為を行ったと認められるとき。	12か月以上24か月以内 当該認定をした日から 10か月以上20か月以内 当該認定をした日から 8か月以上16か月以内 当該認定をした日から 8か月以上16か月以内 当該認定をした日から 6か月以上12か月以内 当該認定をした日から 1か月以上18か月以内
（独占禁止法違反行為） 16 次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 前号の場合にあつて、市発注物品・委託役務に関するとき。 (3) 第1号の場合にあつて、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 (4) 前号の場合にあつて、市発注物品・委託役務に関するとき。	当該認定をした日から 4か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 6か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内
（業務に関する法令違反） 17 業務に関し法令に違反し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から1か月以上9か月以内

(公正な取引秩序の確保) 18 市発注物品・委託役務の競争入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められるとき又は乱すおそれがあると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(不正又は不誠実な行為) 19 他の措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品・委託役務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
(私的行為による法令違反) 20 他の措置要件に該当する場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、物品・委託役務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
(代理人等の禁止) 21 この要綱に基づく指名除外の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(営業不振) 22 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。	当該認定をした日から 別に通知する日まで
(談合関連行為) 23 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、物品・委託役務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

備考 1 この表の第 15 項から第 17 項まで及び第 19 項において「業務」とは、当該物品・委託役務業者が営業として行う全ての業務（管理的な業務を含む。）をいう。

2 この表の第 2 項、第 3 項、第 11 項及び第 17 項の期間は、逮捕後公訴提起される場合においては通算することができるものとする。

指名除外に該当する有資格業者発生報告書

年 月 日

総 務 部 長 様

主 管 部 長
(課)

物品調達及び委託役務業者指名除外基準要綱第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
住所又は所在地	
物品・委託役務の 名称	
履 行 場 所	
発 生 時 期	年 月 日
発 生 場 所	
(内 容)	

指名除外期間変更（解除）事由報告書

年 月 日

総 務 部 長 様

主 管 部 長
(課)

物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
住所又は所在地	
物品・委託役務の 名称	
履 行 場 所	
指 名 除 外 決 定 年 月 日	年 月 日
指名除外期間	年 月 日 から 年 月 日まで
指 名 除 外 の 措置要件番号	
(変更又は解除の事由)	

物品調達等及び委託役務指名除外通知書

東広島契 第 号
年 月 日

様

東 広 島 市 長

（ 部 課 ）

次に掲げる事由により、東広島市が発注する物品調達等及び委託役務の指名競争入札の指名を除外するので、物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱第10条第1項の規定により通知します。

なお、指名除外の期間内は、本市の随意契約の相手方及び本市が発注する物品調達等及び委託役務の下請人になることもできません。

1 指名除外の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

2 指名除外事由

物品調達等及び委託役務指名除外変更通知書

東広契 第 号
年 月 日

様

東 広 島 市 長
(部 課)

年 月 日付けで通知の物品調達等及び委託役務指名除外については、指名除外の期間を次のとおり変更したので、物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱第10条第1項の規定により通知します。

変更前の指名除外の期間 年 月 日 まで

変更後の指名除外の期間 年 月 日 まで

物品調達等及び委託役務指名除外解除通知書

東広契 第 号
年 月 日

様

東 広 島 市 長
(部 課)

年 月 日付けで通知の物品調達等及び委託役務指名除外については、
年 月 日付けで解除したので、物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱第
10条第1項の規定により通知します。

指名除外措置の公表調書

年 月 日
東広島市 総務部 契約課

措置要件		
措置 対 象 者	商号又は名称	
	住所又は所在地	
	代表者職氏名	
指名除外期間		
措置 理 由	事実の概要	
	措置適用条項	
備 考		